

三田市

地域クラブ活動

設置・運営の手引

子どもの「やりたいこと」を
地域で実現する新たな地域クラブ活動

【令和7年1月】
(試行版)

三田市・三田市教育委員会

//////////////////// 目 次 //////////////////////

1. はじめに

2. 設置手順について

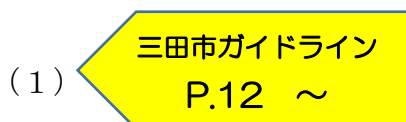
- (1) 地域クラブ活動の目的等の確認
- (2) 地域移行ロードマップによる設置時期等の確認
- (3) 設置従事者資格の確認と運営体制の決定
- (4) 地域クラブ活動概要の決定
- (5) 地域クラブ活動の規約、活動計画等の作成
- (6) 「体験会」の実施
- (7) 「設置届書」等の提出と市の登録確認
- (8) 「試行」の実施
- (9) 地域クラブ参加希望生徒の募集と活動開始の準備

3. 運営について

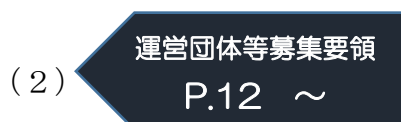
- (1) 指導者の資質向上と研修
- (2) 地域クラブ主体による安全に配慮した指導の徹底
- (3) 学校施設を利用する場合の留意事項
- (4) スポーツ安全保険等加入
- (5) 活動計画と指導者
- (6) 家庭との適切な連携
- (7) 学校との適切な連携
- (8) 三田市への報告
- (9) 会計事務
- (10) 大会、コンクール等への参加

4. 「地域クラブ設置フロー」「手順確認シート」及び「各様式・参考様式」

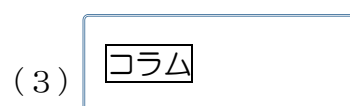
■表記



「三田市地域クラブ活動設置・運営等に係るガイドライン」関連ページ



「地域クラブ活動運営団体等募集要領」関連ページ



関連情報

1. はじめに

三田市では学校部活動の地域展開に伴い、学校・家庭・地域そして行政が、それぞれの役割を担いながらつながり合い、子どもたちの「やりたいこと」を地域で実現する新たな地域クラブ活動を進めています。

そのために、「三田市地域クラブ活動の設置及び運営等に係るガイドライン」（以下「市ガイドライン」）により基本的な方向を示し、運営団体等公募のために「地域クラブ活動運営団体等募集要領」を作成しました。そして、本「三田市地域クラブ活動設置・運営の手引」は趣旨にそって地域クラブを設置し、円滑に運営するための具体的な手順や対応等をまとめています。

三田市の学校部活動は、「令和8年度中に終了し、活動の主体を地域クラブに移す」ことを基本方針としています。今まで、子どもたちは学校部活動を通して多くのことを学んできました。これからは、地域クラブ活動が子どもたちの期待に応えられるように、学校を支援しながら展開していきます。

コラム1 学校部活動と地域クラブ活動

	学校部活動	地域クラブ活動
運営主体	中学校	地域クラブ
指導者	教職員	地域指導者
参加者	在籍生徒	入会希望生徒
活動場所	中学校	市内学校施設等
費用	部費	会費
保険	スポーツ 振興センター	スポーツ 安全保険

2. 設置手順について

(1) 地域クラブ活動の目的等の確認

- 地域クラブ活動は、特定の種目や分野に継続的に専念しながらも、「勝つこと」だけにこだわることなく、子どもたちの希望や体力等の状況に応じた生涯学習としてスポーツや多様な文化活動に親しむ場づくりと、心身の健全育成を目的としています。

コラム2 令和6年9月実施アンケートの結果、子どもや保護者は「活動を楽しむこと」「友人関係を充実させること」を地域クラブ活動に期待する傾向にあります。

(2) 地域移行ロードマップによる設置時期等の確認

①設置時期

- スポーツ分野の地域クラブは、第1期令和7年8月、第2期

三田市ガイドライン
P.1 1, 2

運営団体等募集要領
P.1 1

運営団体等募集要領
P.1 2

三田市ガイドライン
P.1 3

三田市ガイドライン
P.3 5(4)

三田市ガイドライン
P.1 4(1)

令和8年8月を設置目標とし、その後は随時設置します。

- ・文化・芸術分野は、令和7年度から随時設置します。

②対象とする地域

- ・市内全域を1地域とします。但し、可能な限り合同部活動4ブロックを意識して設置します。

コラム3 4ブロック

- ①上野台中×八景中
 - ②けやき台中×長坂中
 - ③藍中×ゆりのき台中
 - ④狭間中×富士中
- ※令和6年度は9つの合同部活動実施

(3) 設置、運営に従事する方の条件確認と運営体制の決定

①設置、運営に従事する方の条件

- ・子どもの健全育成の観点から、地域クラブの設置、運営に従事する方は、下記に掲げる条件をすべて満たすこととします。

- 1) 三田市ガイドラインを遵守し、中学生の健全育成の観点を踏まえて地域クラブ活動を設置し、運営及び指導ができること。
- 2) 三田市内で地域クラブ活動ができること。
- 3) 代表者、指導者は18歳以上（高校生は除く）であること。
- 4) 代表者、指導者は三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条の各号に該当しない者であること。
- 5) 代表者、指導者は学校教育法第9条各号に該当しないこと。
- 6) 政治、宗教を目的とした団体等でないこと。
- 7) 営利を目的とした活動でないこと。

②運営体制の決定

- ・地域クラブを円滑に運営するために、代表者、運営事務担当者（会計事務を含む）及び指導者を確保、決定願います。
- ・指導者確保にあたっては、必要に応じて市による公募人材とのマッチング支援を利用することも可能です。
- ・兼職等の制度を利用して指導を希望する教職員は、地域クラブの運営には参加することはできません。また、指導に従事できるのは在勤校の勤務時間外となります。
- ・指導者は、安全配慮の観点から2名体制を基本とすることを市ガイドラインで規定していることにご留意願います。

(4) 地域クラブ活動概要の決定

①参加対象

- ・種目や活動の経験や技量、本人の障害の有無に関わらず、三

運営団体等募集要領
P.1 2 (3)

運営団体等募集要領
P.2 4

運営団体等募集要領
P.2 4

三田市ガイドライン
P.3 5 (1)

三田市ガイドライン
P.3 4 (3)

田市の公立中学校に在籍するすべての生徒とします。

②活動場所と生徒の移動

- ・活動は学校施設又は公共施設を利用し、生徒は原則保護者の責任により会場へ移動します。
- ・学校施設を利用する場合は、他の地域クラブ、社会教育団体、（学校部活動）との調整になることにご留意ください。
- ・学校施設を利用する場合の学校との調整は、市が行います。

コラム4 活動場所への移動については保護者の関心が高く、保護者送迎だけでなく公共交通機関や自転車の利用等、市の支援策も今後検討してまいります。

③会費の設定

コラム5 より低廉な会費となるように、市として地域クラブ運営や保護者負担に対する支援を検討しています。決定内容は別途お知らせいたします。

- ・活動に係る費用は、受益者負担が原則となります。
- ・地域クラブ活動の維持や運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な価格を設定願います。

④活動日・時間及び休養日等

- ・地域クラブの目的等を踏まえ、「三田市部活動ガイドライン」規定に基づき生徒の心身の成長に配慮して、休養日は週あたり2日以上、1日の活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度を原則としてください。
- ・但し、地域クラブ活動の実情を踏まえ、持続的かつ円滑な運営を確保するため、市との協議により生徒に無理のない活動となることを前提に、柔軟に対応できることとします。
- ・平日の活動時間の設定は、学校の終了時間及び生徒の移動時間等に配慮願います。
- ・活動日、時間等の設定については、生徒の学校行事等に配慮願います。各中学校の行事予定等を共有する仕組みは、市から別途お伝えします。

⑤会費及び予算計画

- ・会費、活動計画等に基づく予算計画（概算）を作成願います。
- ・必要経費として「指導者謝金」（市で予算提案しています）、「指導者交通費」（1km単価37円）「協会等への登録費、大会参加費、保険加入料、救急セット購入費、その他各種目、活動に応じた経費」が見込まれます。
- ・学校施設を利用する場合は、活動のために一部の学校備品を借用することも可能です。その際、事務手続きが必要となるために、まず市へ申し出てください。

三田市ガイドライン
P.3 5(4)

運営団体等募集要領
P.2 3

三田市ガイドライン
P.3 5(3)

三田市ガイドライン
P.4 6(2)

三田市ガイドライン
P.3 5(3)

三田市ガイドライン
P.1 4(1)

⑥大会参加について

- ・スポーツ分野、文化・芸術分野とも各種大会、コンクール等は、地域クラブから参加します。
- ・スポーツ分野地域クラブの中学校体育連盟（中体連）大会参加にあたっては、当該競技を管轄する中央競技団体、（公財）兵庫県スポーツ協会加盟競技団体に登録するとともに、兵庫県中学校体育連盟（県中体連）に大会参加の申請を行い、参加認定を受ける必要があります。また、県中体連が示す参加資格や競技毎に示される細則、大会運営への協力等も含めた規定を確認願います
- ・文化・芸術分野地域クラブが大会やコンクール等に参加する場合は、各主催者に参加条件や規定等について確認願います。

（５）地域クラブ活動の規約、活動計画等の作成

- ①「地域クラブ活動設置及び運営規約」作成 ※参考様式（２）
 - ・子どもや保護者が選択するための材料として、明確な活動方針に基づいて、分かりやすく作成願います。
- ②「地域クラブ活動参加申込書」の作成 ※参考様式（３）
 - ・地域クラブ活動に参加を希望する生徒が、保護者同意のうえ必要事項を記入して提出する申込書を作成願います。
 - ・申込書は、希望する生徒から地域クラブへ直接提出する流れになります。
 - ・申込書受理後、個人情報の取扱には十分に留意願います。また、すべての情報の目的外使用は固く禁じます。
- ③「地域クラブ活動計画書」の作成 ※参考様式（４）
 - ・子どもや保護者が選択するための材料として、地域クラブ活動の具体的な内容について、分かりやすく作成願います。

（６）「体験会」の実施

- ①「体験会」とは
 - ・市内のすべての生徒を対象として希望者を募集し、実際の練習等を体験する活動です。
 - ・生徒、保護者が地域クラブ選択の参考とするために、必ず実施願います。
- ②実施内容の企画及び市との調整
 - ・地域クラブにおいて日時、内容、応募方法等を決定し、市へ申し出てください。その際、実施日まで概ね１か月程度の余裕をもって設定願います。また、学校との調整のために候補日を２～３日設定願います。

三田市ガイドライン
P.6 9

三田市ガイドライン
P.2 4（２）

三田市ガイドライン
P.1 4（１）

・会場は市との調整により決定します。学校施設を利用する場合は目的外使用申請手続きが必要です。

・体験会実施のために必要な経費は、参加費を求めてください。

③生徒募集チラシ等の作成 ※参考様式（５）

・市等との調整による決定事項をもとに、生徒募集のための教室掲示用チラシを作成し、市へ提出願います。

・市を通して各学校へは配付し、教室掲示の依頼をします。参加を希望する生徒は、地域クラブに直接申し込みます。

④参加生徒の集約と保険加入

・希望生徒からの申し込みを受けて、地域クラブとして参加生徒を集約し、実施にあたっては必ず保険に加入願います。

・体験会当日に事故等があった場合には、適切に対応願います。

⑤適切な実施

・学校施設を利用する場合は、使用可能な会場、トイレ、更衣室等を事前に学校と確認願います。

・当日は、参加生徒の安全に十分配慮するとともに、学校教育活動に支障がないように実施願います。

（７）「設置届出書」等の提出と市の登録確認

①「設置届出書」の提出について ※様式１

・体験会終了後、「試行」実施２か月前までに設置届を作成し、必要書類を添付して市に提出願います。

②市登録について ※様式２

・市は設置届を受理後、活動内容等を審査し、三田市で活動する地域クラブとして登録し、所定の様式により各地域クラブに登録完了を連絡します。

・市は登録団体一覧を作成、HP等に掲載することで広報に努めるとともに、学校を通して児童生徒に周知します。

③活動状況の把握

・市は地域クラブの活動状況等について把握に努め、適切な運営等について必要に応じて指導助言を行います。

・ガイドライン及び登録条件等に反する事態が発覚した場合は市と地域クラブで協議のうえ、登録を抹消するなど所定の対応を行うことがあります。

（８）「試行」の実施

①「試行」とは

・地域クラブとして市に登録完了後、当該クラブ活動を希望する生徒を対象に、模擬的に実施する活動です。

三田市ガイドライン
P.3 5(2)

三田市ガイドライン
P.2 4(2)

三田市ガイドライン
P.2 4(3)

三田市ガイドライン
P.1 4(1)

- ・生徒が段階的に地域クラブ活動に慣れて、部活動から円滑に移行できるように必ず実施願います。

②実施内容の企画及び市との調整

- ・地域クラブにおいて日時、内容、応募方法等を決定し、市へ申し出てください。その際、実施日まで概ね1か月程度の余裕をもって設定願います。また、学校との調整のために候補日を2～3日設定願います。
- ・地域クラブの実情に応じて、試行期間を設けて複数回又は定期的に実施することも可能です。
- ・会場は市との調整により決定します。学校施設を利用する場合は目的外使用申請手続きが必要です。
- ・試行実施のために必要な経費は、参加費を求めてください。

③生徒募集チラシ等の作成 ※参考様式(5)

- ・市等との調整による決定事項をもとに、生徒募集のための教室掲示用チラシを作成し、市へ提出願います。
- ・各学校へは市を通して配付し、教室掲示の依頼をします。参加を希望する生徒は、地域クラブに直接申し込みます。

④参加生徒の集約と保険加入

- ・希望生徒からの申し込みを受けて、地域クラブとして参加生徒を集約し、実施にあたっては必ず保険に加入願います。
- ・試行当日に事故等があった場合には、適切に対応願います。

⑤適切な実施

- ・学校施設を利用する場合は、使用可能な会場、トイレ、更衣室等を事前に学校と確認願います。
- ・当日は、参加生徒の安全に十分配慮するとともに、学校教育活動に支障がないように実施願います。

(9) 地域クラブ参加希望生徒の募集と活動開始の準備

①生徒募集チラシ等の作成 ※参考様式(5)

- ・市との調整により設置時期を決定し、生徒募集のための教室掲示用チラシを作成し、市へ提出願います。
- ・各学校へは市を通して配付し、教室掲示の依頼をします。参加を希望する生徒は、地域クラブに直接申し込みます。

②「三田市地域クラブ設置一覧」について

- ・市では設置予定の地域クラブの一覧表を作成し、学校を通じて生徒に配付するとともに、市HPにより周知を図ります。

③生徒の応募手順の確認

- ・生徒はチラシや市HP及び体験会、試行を通して得た情報をもとに、自分が希望する地域クラブを選択します。

三田市ガイドライン
P.3 5(2)

三田市ガイドライン
P.2 4(3)

- ・生徒は参加を希望する地域クラブの「地域クラブ活動参加申込書」を取り寄せ、保護者同意の上で必要事項を記入し、地域クラブへ直接提出します。

④各生徒、保護者との連絡方法の確認、必要に応じた説明会

- ・地域クラブは申込書受理後、参加生徒一覧表を作成するとともに、今後の連絡方法（緊急時連絡体制を含む）等を決定願います。
- ・生徒、保護者が安心して活動できるようにスポーツ安全保険等へ必ず加入することを規定しています。そのための手続き等を進めてください。
- ・参加する生徒数に応じた年間、月間指導計画（予定）を作成し、指導者配置計画、予算計画を確定して生徒、保護者、地域クラブ関係者に周知願います。
- ・必要に応じて、安心して地域クラブに取り組めるように、参加生徒、保護者を対象に活動についての説明会を実施願います（任意）。

三田市ガイドライン
P.3 5(3)

三田市ガイドライン
P.3 5(4)

3. 運営について

(1) 指導者の資質向上と研修

①方針等の共通理解の徹底

- ・地域クラブ関係者（代表者、指導者等）により、市ガイドライン遵守に基づく活動方針等の徹底を共通理解願います。
- ・生徒の安全・健康面への配慮等、生徒への適切な指導力の質を高め、暴力・暴言、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶徹底を共通理解願います。

三田市ガイドライン
P.3 5(1)

②研修会と相談窓口

- ・指導者等は市が指導者の資質向上を目的として開催する研修会を必ず受講することを確認願います。開催案内は別途市から各地域クラブへ連絡します。
- ・市は安全安心な活動を確保する観点から、生徒や保護者からのハラスメント等についての相談窓口を設置します。相談があった場合には、市からの指導助言に対して地域クラブにおいて適切に対応願います。

(2) 地域クラブ主体による安全に配慮した指導の徹底

①生徒の自己指導能力育成

- ・指導にあたっては、生徒が自らの健康管理により怪我や事故を回避する能力の育成に努めてください。

三田市ガイドライン
P.3 6(1)

②安全指導の充実

- ・指導者は2名を基本とし、様々な状況に適切に対応する体制を整備するとともに、活動時の安全確認と生徒に配慮した指導の徹底願います。活動中の事故、自然災害等の緊急的な状況に適切に対応できる体制（緊急連絡方法等）を整備し、地域クラブ関係者及び参加生徒、保護者間で共通理解願います。

③生徒の健康管理

- ・生徒の心身の健康状況の把握に努めながら、状況に応じた柔軟な活動内容とすることを指導者間で共通理解願います。

④熱中症予防対策

- ・市ガイドラインに掲載している「熱中症事故の防止について」（三田市教育委員会）を必ず確認し、適切に対応することを地域クラブ関係者及び参加生徒、保護者間で共通理解願います。

⑤重大事故発生時の対処

- ・重大事故発生時に地域クラブとして適切に対応するために、「生命の確保」を最優先する対応手順を作成し、関係者間で必ず共通理解を図ってください。
- ・学校施設を利用して活動する場合、学校は緊急時対応等を想定して教職員を配置することはありません。但し、例えば教職員が勤務している時に、事故により救急搬送を要請した場合等に学校に応援を求める等、安全安心な活動を基本として躊躇なく対応願います。
- ・指導者は市が実施する研修会等を通して、応急手当や救命措置等について理解し、実践力向上に努めてください。
- ・生徒間で加害、被害の関係による事故、怪我が発生した場合は、事実に基づいて保護者と連携しながらいねいに対応願います。

⑥生徒指導に係る問題への対応

- ・生徒同士のトラブルやいじめの訴え、相談等があった場合は、決して放置することなく、関係者で情報を共有しながら地域クラブが主体となって、家庭や学校と連携しながら事実に基づいて解決に努めてください。
- ・その内容について、必ず学校に報告してください。

（3）学校施設を利用する場合の留意事項

①マナー、ルールの遵守

- ・学校のルールに基づいた使用と、使用後の片付け、美化等に努めてください。

三田市ガイドライン
P.4 7(1)

三田市ガイドライン
P.4 7(2)

三田市ガイドライン
P.4 7(3)

三田市ガイドライン
P.4 7(4)

三田市ガイドライン
P.7 参考資料

三田市ガイドライン
P.4 7(5)

三田市ガイドライン
P.4 7(6)

②適切な使用の徹底

- ・学校施設や借用備品等はていねいに使用し、誤って破損した場合は必ず学校に申し出てください。状況によっては、個人または地域クラブに修繕等を求める場合があります。
- ・活動中の軽微な怪我等の対応のために、無断で保健室等の学校施設を利用することや、応急手当のための用品を使用することはできません。必要な用品は地域クラブで準備願います。

③安全配慮の徹底

- ・保護者送迎のため駐車場の混雑が予想される場合は、状況に応じた誘導等により対応願います。特に他の生徒が校内にいる場合には安全確保を徹底願います。
- ・熱中症警戒アラートをはじめ気象警報が発表された場合には、安全確保を最優先して対応願います。学校から警報等の情報が提供される場合もあります。その場合は、学校の方針に従ってください。

(4) スポーツ安全保険等加入

①加入の遵守

- ・活動中の怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるように、地域クラブとして指導者や参加生徒に対して、必ず保険に加入してください。

②すべての活動を対象とした加入の徹底

- ・地域クラブ設置後の活動はもとより、体験会や試行等についても必ず保険に加入してください。

(5) 活動計画と指導者

※参考様式(6)

①指導者配置と実績報告

- ・年間、月間活動計画に基づき、指導者を配置してください。
- ・指導者の指導に従事した日時、時間等の実績を確認し、謝金支払いの根拠とするために「指導実績報告書」を作成し、運営事務担当者への定期的な提出を求めてください(市予算による支払い事務については別途お知らせします)。

②緊急時の対応

- ・指導者の都合等により、急遽2名による指導ができなくなった場合を想定して、可能な限り交代のための人員を確保しておき、安全な指導を維持できる体制づくりに努めてください。

三田市ガイドライン
P.3 5(2)

三田市ガイドライン
P.3 5(1)

(6) 家庭との適切な連携

①状況に応じた家庭連絡

- ・活動中の事故、怪我、生徒同士のトラブル等が発生した場合は、家庭に連絡し、連携して解決に努めてください。

②相談があった場合の対応

- ・生徒の活動について保護者から相談があった場合には、放置することなく適切な対応に努めてください。

(7) 学校との適切な連携

①連絡窓口の確認

- ・地域クラブから学校へ連絡するための「窓口」担当者を決定してください。
- ・学校においても、地域クラブと連絡するための「窓口」を決定します。それぞれの窓口担当者は、市が一覧を作成して各地域クラブ及び学校に情報提供します。

②緊急時の連絡

- ・極めて重大な事故が発生し、骨折や入院加療など生徒の学校生活に支障をきたし、配慮が必要であると認められる場合は、学校へ連絡するとともに、保護者に対して直接学校と相談するように依頼してください。
- ・連絡するタイミングは、状況に応じて各地域クラブで判断願います。

③学校との情報共有（学校へ連絡する例）

- ・生徒同士のトラブルやいじめがあり対応した場合。
- ・特に複数の学校から参加している生徒が関係している場合や、関係生徒に深刻な影響があり、学校の継続的な指導が必要であると想定できる場合。
- ・生徒の心身の状況が不安定であり、家庭や学校と連携した見守りが必要であると想定できる場合。
- ・その他、地域クラブの判断で学校と連携した対応が必要であると判断できる場合。

コラム6 「子どものことで気になることがあるときは地域クラブの方に相談できるのでしょくか」という保護者の声があります。地域クラブだけでなく、学校に相談があった場合には、ていねいに話を聞きながら対応します。学校としても、地域クラブと適切に連携しながら、生徒の望ましい成長を保障する環境づくりに努めてまいります。

三田市ガイドライン
P.5 7 (6)

三田市ガイドライン
P.5 8

(8) 三田市への報告

①事故発生時

- ・重大事故が発生し、家庭や学校と連携した場合の対応経過。

②施設、備品等の破損時

- ・破損状況と対応経過。

③その他 運営上の問題発生時

- ・地域クラブ運営における諸問題の対応経過。

(9) 会計事務

①予算計画

- ・予算計画書（確定版）を作成し、必要に応じて関係者に公開してください。

②適切な予算執行

- ・公正かつ適切な会計処理により、計画的に予算を執行してください。
- ・会計帳簿を整備し、適切な時期に監査を実施してください。
- ・組織運営に透明性を確保するために、関係者に対する情報開示を適切に行ってください。

③謝金支払い

- ・指導者の「指導実績報告書」を根拠として、一定期間をまとめて謝金を支払います。
- ・支払にあたっては源泉徴収した額となります。
- ・確定申告は必要に応じて、指導者自身が行うことを周知してください。

コラム7 指導者への謝金支払等については、市として検討中であり、決定した段階で各地域クラブにお伝えします。

④決算報告

- ・年度末に活動報告及び決算をまとめ、関係者に公開するとともに、市に報告してください。

(10) 大会、コンクール等への参加

①参加手続き

- ・地域クラブの大会、コンクールへの参加については、各種目、活動に応じた登録、申請等の手続きを行ってください。
- ・各手続きに関する情報は、各クラブが主体的に収集して適切に対応願います。

三田市ガイドライン
P.3 5(3)

三田市ガイドライン
P.6 9

②大会運営

- ・中体連が主催するスポーツ分野の大会は、それぞれの種目の学校部活動の顧問が「顧問会」を構成して大会を企画し、運営しています。今後は、地域クラブ指導者にも企画、運営に参加していただくこととなります。
- ・地域クラブの設置を受けて学校部活動は終了するため、適切な大会運営のために、市及び学校が調整して地域クラブに引継ぎを行います。必要に応じて連携を依頼しますのでご協力願います。
- ・中体連以外の協会等主催大会については、従来どおりの対応となります。
- ・文化・芸術分野の地域クラブにおいても、コンクール等の実施にあたって状況に応じ運営が必要な場合があります。

③大会参加と生徒引率

- ・各大会は地域クラブ指導者の引率指導で参加します。
- ・大会参加のための生徒のユニホーム等については、特に学校部活動との併存期間となる令和7，8年度は、各家庭の過重負担にならないように配慮願います。

4. 「地域クラブ設置フロー」「手順確認シート」

及び「各様式・参考様式」

- (1) 「地域クラブ設置フロー」「手順確認シート」
- (2) 「設置及び運営規約（参考様式）」
- (3) 「参加申込書（参考様式）」
 - ※ 体験会、試行、生徒募集用共通
- (4) 「活動計画書（参考様式）」
- (5) 「生徒募集チラシ（参考例）」
 - ※ 体験会、試行、生徒募集用共通
- (6) 「指導実績報告書（参考様式）」
- (7) (様式1) 地域クラブ活動設置届出書
- (8) (様式2) 地域クラブ登録完了報告書